3　動作周波数が三・二ギガヘルツ超三・七ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が二〇〇ワット（五三ディービーエム）を超えるもの
4　動作周波数が三・七ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が九〇ワット（四九・五四ディービーエム）を超えるもの
第六条第二号ホ（二）中「、平均出力値が一五ワット（四二ディービーエム）を超えるもののうち」を削り、「一〇パーセントを超えるもの」の下に「のうち、次のいずれかに該当するもの」を加え、同号ホ（二）に次のように加える。
1　動作周波数が六・八ギガヘルツ超八・五ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が七〇ワット（四八・五四ディービーエム）を超えるもの
2　動作周波数が八・五ギガヘルツ超一二ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が五〇ワット（四七ディービーエム）を超えるもの
3　動作周波数が一二ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が三〇ワット（四四・七七ディービーエム）を超えるもの
4　動作周波数が一六ギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が二〇ワット（四三ディービーエム）を超えるもの
第六条第二号ホ（三）中「三七・五ギガヘルツ」を「三七ギガヘルツ」に、「平均出力値が〇・一ナノワット」を「ピーク飽和出力値が〇・五ワット（二七ディービーエム）」に改め、同号ホ（四）中「三七・五ギガヘルツ」を「三七ギガヘルツ」に、「平均出力値が一ワット（三〇ディービーエム）」を「ピーク飽和出力値が二ワット（三三ディービーエム）」に改め、同号ホ（五）中「超え、平均出力値が〇・一ナノワットを超える」を「超えるものであって、次のいずれかに該当する」に改め、同号ホ（五）に次のように加える。
1　動作周波数が四三・五ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が〇・二ワット（二三ディービーエム）を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの
2　動作周波数が七五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が二〇ミリワット（一三ディービーエム）を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が五パーセントを超えるもの
3　動作周波数が九〇ギガヘルツ超であって、ピーク飽和出力値が〇・一ナノワット（マイナス七〇ディービーエム）を超えるもの
第六条第二号ホ（六）中「三・二ギガヘルツ」を「二・七ギガヘルツ」に、「すべて」を「全て」に改め、同号ホ（六）1中「平均出力値」を「ピーク飽和出力値」に、「一五〇」を「四〇〇」に改め、同条第九号を次のように改める。
九　サンプリングオシロスコープであって、リアルタイムサンプリング手法を用いているもののうち、いずれかのチャネルの入力三デシベル帯域幅が六〇ギガヘルツ以上の場合において、そのチャネルのノイズが最小となる縦軸レンジにおけるノイズ電圧の二乗平均平方根がフルスケールの二パーセント未満のもの
第六条第十一号中「磁気ディスク記録技術」を「計測装置用として設計された磁気ディスク記録技術」に改め、同号イ中「サンプリング速度」を「計測するデータのサンプリング速度」に改め、同号ロ中「データ」を「サンプルデータ」に、「出力することができる」を「記録する能力を有する」に改め、同条第十三号イ中「パルスを」を「パルス変調信号を」に改め、同条第十七号ト及びチを次のように改める。
ト　マスク又はレチクルであって、第一号から第八号の三までのいずれかに該当する集積回路の製造用のもの
チ　位相シフト膜を有する多層マスクであって、次のいずれかに該当するもの（トに該当するもの及び第一号から第八号の三までのいずれにも該当しない記憶素子を製造するために設計したものを除く。）
（一）　複屈折率が七ナノメートル毎センチメートル未満のガラスを用いたマスク基板材料から製造されたもの
（二）　光源の波長が二四五ナノメートル未満のリソグラフィ装置に用いるために設計したもの
第六条第二十二号中「基板」を「半導体基板」に改める。
第七条第三号ハ及びホ中「三・〇実効テラ演算」を「八・〇実効テラ演算」に改め、同号ル中「（五の四）」を「（五の五）」に改め、同条に次の一号を加える。
五　電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品であって、侵入プログラムの作成、操作若しくは配信又は当該プログラムとの通信を行うように設計若しくは改造されたもの
第八条第一号中「装置又は」を「装置」に改め、「できる装置」の下に「又はインターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置」を加え、同条第五号の四の次に次の一号を加える。
五の五　インターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置又はその部分品であって、次のイ及びロに該当するもの（マーケティング活動、ネットワークのサービス品質管理又は利用者の体感品質管理のために設計された装置を除く。）
イ　キャリアクラスのＩＰネットワーク上で次の（一）から（三）までの全ての機能を実現するもの
（一）　アプリケーション層の分析
（二）　選択されたメタデータ及びアプリケーションの内容の抽出
（三）　抽出したデータの指標付け
ロ　次の（一）及び（二）を実行するために設計したもの
（一）　ハードセレクターに基づく検索
（二）　特定の個人又は集団の関係の解析
第八条第七号中「第五号の四」を「第五号の五」に改め、同条第九号イ中「（アナログ方式の暗号処理をデジタル方式の暗号処理技術を用いて実行するものを含む。）」を削り、同号イ（一）中「超えるもの」の下に「（奇偶検査のため付加されるパリティビットを除く。）」を加え、同号ワを次のように改める。
ワ　民生用に設計された移動体通信用の無線アクセスネットワーク装置であって、タ（一）2及び3に該当するもののうち、無線周波数の出力が〇・一ワット（二〇ディービーエム）以下で、かつ、同時に接続できるデバイスが十六以下のもの
第八条第九号タ中「から（三）までの全て」を「又は（二）のいずれか」に改め、同号タ（一）及び（二）を次のように改める。
（一）　次の1から3までの全てに該当するもの
1　購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置（電話を含む。）による注文により、販売店の在庫から販売されるもの
2　当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する者によって変更できないもの
3　当該貨物の有する暗号機能の使用に際して当該貨物の供給者又は販売店による技術支援の必要がないもの